

教 総 第 67 号
令和 4 年 6 月 2 日

白岡市議会議長 江 原 浩 之 様

白岡市教育委員会
教育長 長 島 秀 夫

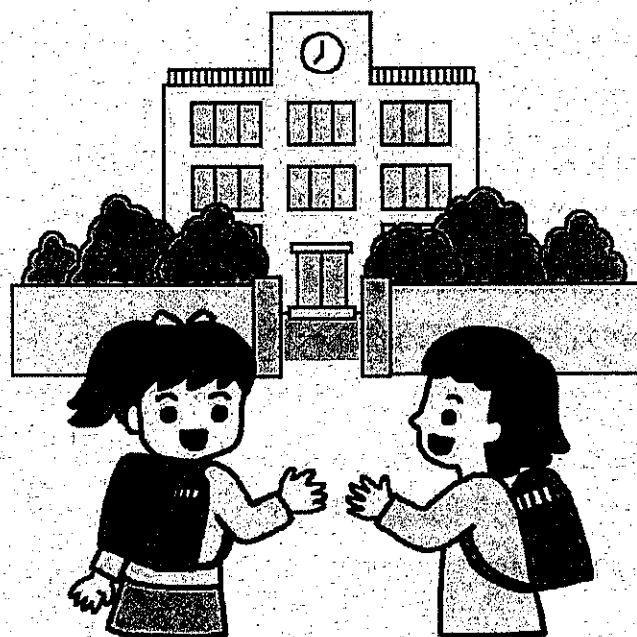


令和 3 年度白岡市教育委員会の点検・評価報告書について
このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和
31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり
提出します。



令和3年度

白岡市教育委員会の 点検・評価報告書



白岡市教育委員会

目 次

白岡市教育委員会教育委員名簿	1
I 背景・経緯	2
II 点検・評価の目的	3
III 点検・評価の対象	4
IV 点検・評価の項目及び流れ	4
1 点検・評価の項目	4
2 実施スケジュール	6
3 議会への報告	6
4 一般への公表	6
V 学識経験者の知見の活用	7
VI 実施方法の改善	7
VII 達成度及び評価結果の判断基準	8
1 達成度の判断基準	8
2 評価結果の判断基準	8
VIII 点検・評価の項目体系	9
令和3年度白岡市教育行政（学校教育）全体構想	12
令和3年度白岡市教育行政（生涯学習）全体構想	12
白岡市教育委員会点検評価実施要綱	13
白岡市教育委員会の点検・評価シート	15
I-1 教育委員会の活動	15
II-1 活力ある学校づくり	16
III-1 親子・地域のきずなづくり	21
IV-1 人づくり・まちづくり	24

白岡市教育委員会教育委員名簿

令和4年3月31日現在

職名	氏名	任期	備考
教育長	ながしま ひてお 長島 秀夫	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで	
教育長 職務代理者	あらい じろう 新井 二郎	平成31年4月1日から 令和5年3月31日まで	
委員	やまさき みさえ 山崎 美佐江	令和3年10月1日から 令和7年9月30日まで	
委員	わだ れいこ 和田 玲子	平成30年10月1日から 令和4年9月30日まで	
委員	おのめ にかい 小野目 如快	令和2年10月1日から 令和6年9月30日まで	

I 背景・経緯

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の平成19年の法改正により、平成20年4月からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、一般に公表しなければならないこととされました。

〔地教行法第26条のポイント〕

☆ 効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が①毎年、②教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行の状況について、③教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検・評価を行うこととし、④その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、一般に公表しなければならないことが規定されています。

☆ どのような点検・評価を行うか、また、報告書の様式や議会への報告の方法などについては、国が基準を定めるのではなく各教育委員会がそれぞれの実情を踏まえて決定することとされています。

Ⅱ 点検・評価の目的

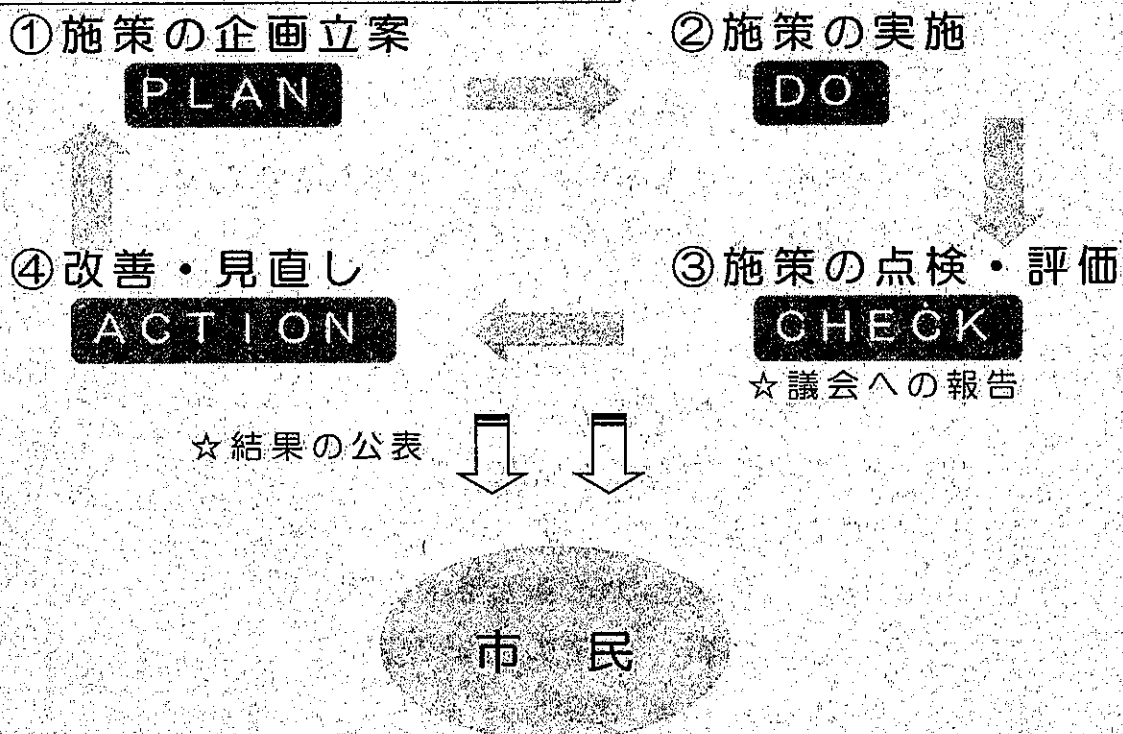
教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体の教育行政の事務・事業を執行するものです。

このため、教育委員会が立てた基本方針に沿って具体的な教育行政が適正かつ的確に執行されているかどうかについて、教育委員会自らがチェックする必要性が高いものと考えられます。

また、教育委員会が市民の皆様に対する説明責任を果たし、その活動を充実させることが求められています。

白岡市教育委員会では、「学び楽しむまちづくり」を目指し、市民の皆様が生涯にわたって学び続ける意欲を持ち続けてくださるようより充実した教育行政を推進するとともに、開かれた教育委員会の推進を図り、市民の皆様への説明責任を果たすため、この点検・評価を積極的かつ効果的に活用したいと考えています。

点検・評価の流れのイメージ



Ⅲ 点検・評価の対象

「白岡市の教育」及び「第5次白岡市総合振興計画」を活用し、教育委員会が当該年度に実施する施策等（事務・事業）を点検・評価します。

Ⅳ 点検・評価の項目及び流れ

1 点検・評価の項目

(1) 教育委員会の活動

- ア 教育委員会の会議の運営状況
- イ 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信
- ウ 教育委員の自己研鑽
- エ 学校及び教育施設の状況把握
- オ 教育委員会と首長との連携

(2) 教育委員会が実施する施策等（事務・事業）

ア 活力ある学校づくり

(ア) 子どもの輝く学校（輝く）

- ① 基礎・基本の確実な定着
- ② 個に応じた指導の充実
- ③ 体験活動の積極的推進と豊かな心の育成
- ④ 国際化・情報化社会への推進

(イ) 魅力ある学校（導く）

- ① 信頼される教職員の育成
- ② 特別支援教育の充実
- ③ 教育環境の整備・充実

(ロ) 開かれた学校（結ぶ）

- ① 家庭・地域との信頼関係の強化
- ② 家庭・地域・学校の交流の推進
- ③ ふるさと意識の醸成
- ④ 広報活動の充実

(I) 安心・安全な学校（守る）

- ① 教育相談の充実
- ② 防災対策の推進
- ③ 情報管理の強化
- ④ 防犯対策の推進

イ 親子・地域のきずなづくり

(ア) 親と子どもの育ちあい（共育）

- ① 親力の育成事業の推進
- ② 子育て情報の提供
- ③ 各種事業への保護者の積極的な参加
- ④ 体験的な学習機会の充実

(イ) 地域全体での子育て支援（共働）

- ① 「町ぐるみん白岡」の活動支援
- ② 地域の子育てネットワークづくりの推進
- ③ 親子で取り組める体験活動の推進

(ロ) 家庭教育に対する支援（共生）

- ① 子育てについての家庭の意識改革の推進
- ② 家庭教育活動における指導者育成
- ③ 家庭教育アドバイザーの活動支援
- ④ 各小・中学校PTAや子ども会などの子どもに関わる
団体の育成

ウ 人づくり・まちづくり

(ア) 学びあうまち（生涯学習）

- ① 「ペアーズ！しらおか」による生涯学習の推進
- ② 生涯学習センターの施設・設備の充実
- ③ 図書館機能の充実

(イ) 思いあうまち（人権尊重）

- ① 人権教育推進体制の充実
- ② 啓発活動の充実

(ロ) 文化の薫り高いまち（文化振興）

- ① 文化・芸術活動の促進

- ② 文化財の保存と調査研究の推進
- ③ 伝統文化の継承と活用
- ④ 文化遺産の顕彰
- ⑤ 生涯学習センター歴史資料展示室の活用

(I) 心身ともに健やかなまち（健康体力）

- ① 生涯スポーツ事業の推進
- ② 人材の育成
- ③ 施設・設備の充実
- ④ 指定管理者制度の活用

2 実施スケジュール

当該年度に実施・推進する施策等について、点検・評価を行い、議会への報告及び一般への公表を行います。

- (1) 1月13日 教育委員会での原案確定
- (2) 3月下旬 学識経験者からの意見書提出
- (3) 5月 教育委員会での決定
- (4) 6月 議会への報告
一般への公表

3 議会への報告

点検・評価の結果を毎年度、策定後直近の議会において報告します。

4 一般への公表

議会への報告後、教育委員会のホームページに掲載するとともに、閲覧用の報告書等を各公共施設に置きます。

V 学識経験者の知見の活用

この点検・評価の客観性を確保するため、「教育に関し学識経験を有する者の知見を活用」することとされています。

これは、教育委員会自らが行った点検・評価やその方法に対して公正・的確な意見を述べていただき、この制度の客観性を確保し、効果性を高めるという趣旨によるものです。

令和3年度は、石塚敏雄^{いしづかとしお}氏と田中裕子^{たなかひろこ}氏に依頼し、御意見をいただきました。

氏名	役職
石塚敏雄 ^{いしづかとしお} 氏	「町ぐるみん白岡」監事 元白岡町立菁莪中学校長
田中裕子 ^{たなかひろこ} 氏	さいたま市岩槻人形博物館長 白岡市文化財保護審議会委員

VI 実施方法の改善

教育委員会の点検・評価の実施方法等については、議会、学識経験者及び市民の皆様からの意見等を踏まえて、随時、改善を行い、より良い点検・評価の形を求めていきます。

Ⅶ 達成度及び評価結果の判断基準

1 達成度の判断基準

〔目標と成果・実績とを比較・勘案して〕

- A … 達成している。 (ほぼ100%達成)
- B … ほぼ達成している。 (約80%達成)
- C … おおむね達成している。 (約60%達成)
- D … 達成していない。 (50%以下)

2 評価結果の判断基準

〔自己点検・評価と外部評価者の意見等を勘案して〕

- A … 順調である。 (ほぼ100%満足)
- B … おおむね順調である。 (約80%満足)
- C … やや不調である。 (約60%満足)
- D … 不調である。 (50%以下)

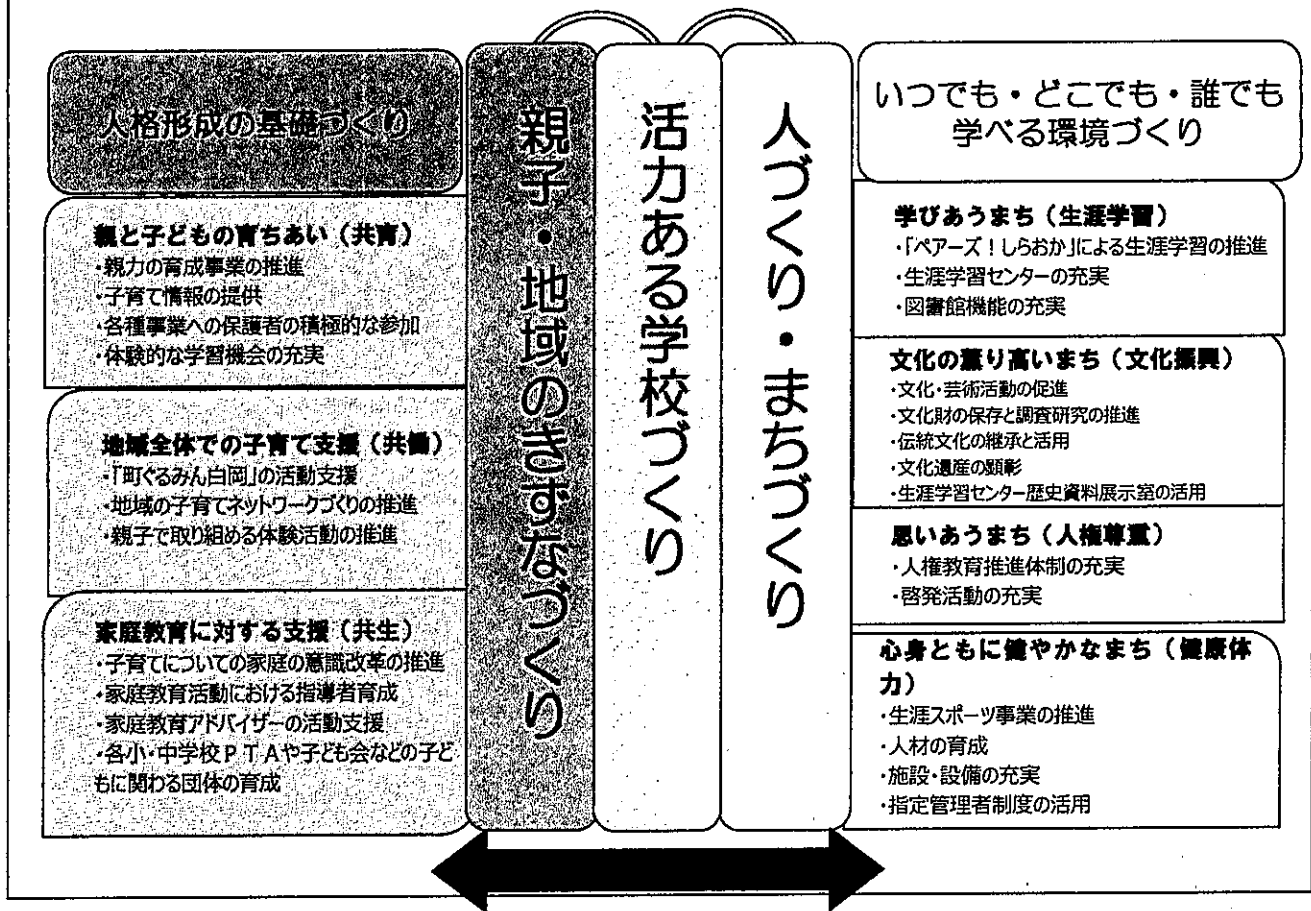
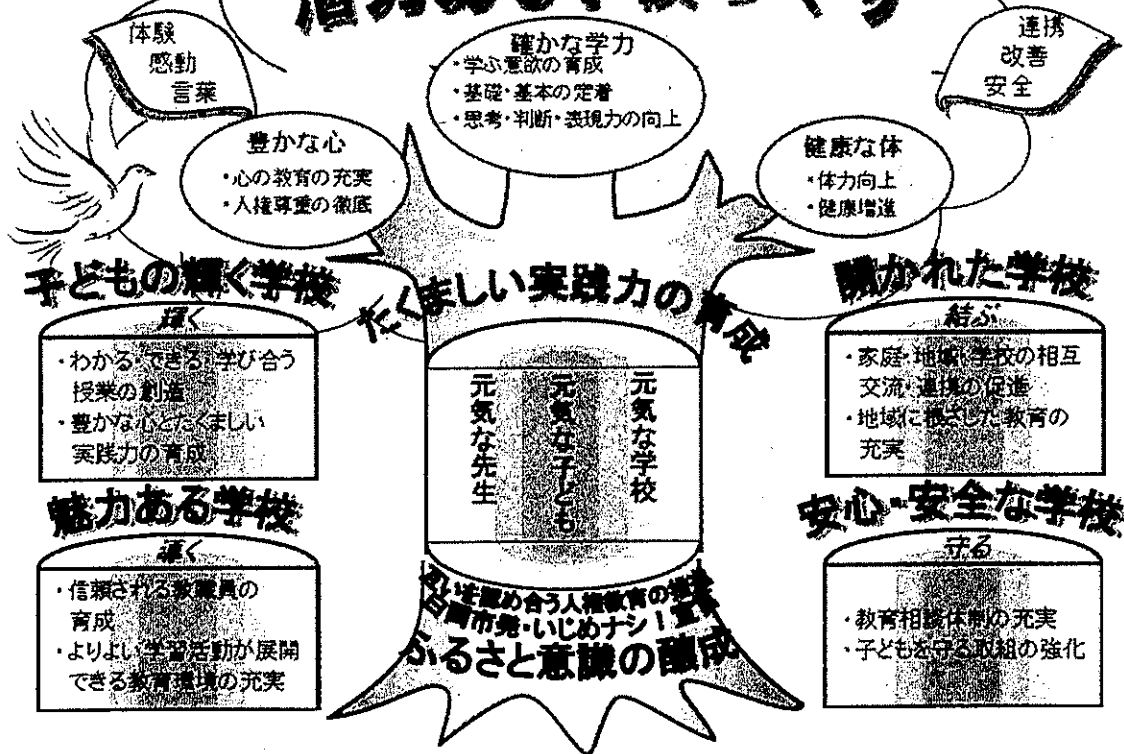
Ⅷ 点検・評価の項目体系

No.	政策	施 策	事務・事業
Ⅰ	1 教育委員会の活動	(1) 教育委員会の会議の運営状況	ア 教育委員会会議の開催回数 イ 教育委員会会議の運営上の工夫
		(2) 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	ア 教育委員会会議の傍聴者の状況 イ 議事録の公開、広報・広聴活動の状況
		(3) 教育委員の自己研鑽	ア 研修会への参加状況
		(4) 学校及び教育施設の様況把握	ア 学校訪問 イ 教育施設訪問
		(5) 教育委員会と首長との連携	ア 総合教育会議への出席
Ⅱ	1 活力ある学校づくり	(1) 子どもの輝く学校（輝く）	ア 基礎・基本の確実な定着 イ 個に応じた指導の充実 ウ 体験活動の積極的推進と豊かな心の育成 エ 国際化・情報化社会への推進
		(2) 魅力ある学校（導く）	ア 信頼される教職員の育成 イ 特別支援教育の充実 ウ 教育環境の整備・充実
		(3) 開かれた学校（結ぶ）	ア 家庭・地域との信頼関係の強化 イ 家庭・地域・学校の交流の推進 ウ ふるさと意識の醸成 エ 広報活動の充実

		(4) 安心・安全な学校 (守る)	ア 教育相談の充実 イ 防災対策の推進 ウ 情報管理の強化 エ 防犯対策の推進
Ⅲ	1 親子・地域のきずなづくり	(1) 親と子どもの育ち あい (共育)	ア 親力の育成事業の推進 イ 子育て情報の提供 ウ 各種事業への保護者の積極的な参加 エ 体験的な学習機会の充実
		(2) 地域全体での子育て支援 (共働)	ア 「町ぐるみん白岡」の活動支援 イ 地域の子育てネットワークづくりの推進 ウ 親子で取り組める体験活動の推進
		(3) 家庭教育に対する支援 (共生)	ア 子育てについての家庭の意識改革の推進 イ 家庭教育活動における指導者育成 ウ 家庭教育アドバイザーの活動支援 エ 各小・中学校PTAや子ども会などの子どもに関わる団体の育成
Ⅳ	1 人づくり・まちづくり	(1) 学びあうまち (生涯学習)	ア 「ペアーズ!しらおか」による生涯学習の推進 イ 生涯学習センターの施設・設備の充実 ウ 図書館機能の充実
		(2) 思いあうまち (人権尊重)	ア 人権教育推進体制の充実 イ 啓発活動の充実
		(3) 文化の薫り高いまち	ア 文化・芸術活動の促進 イ 文化財の保存と調査研究の

	(文化振興)	推進 ウ 伝統文化の継承と活用 エ 文化遺産の顕彰 オ 生涯学習センター歴史資料 展示室の活用
	(4) 心身ともに健やかなまち (健康体力)	ア 生涯スポーツ事業の推進 イ 人材の育成 ウ 施設・設備の充実 エ 指定管理者制度の活用

活力ある学校づくり



白岡市教育委員会点検評価実施要綱

(平成20年9月4日)

(平成23年3月1日一部改正)

(平成24年8月27日一部改正)

(平成27年12月24日一部改正)

(趣旨)

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、白岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 点検及び評価は、毎年度、別に定める「教育委員会の点検・評価」に基づき実施するものとする。

(対象)

第3条 点検及び評価の対象は、「白岡市総合振興計画」、「白岡市の教育」等に基づき、当該年度に教育委員会が実施・推進する施策等について点検及び評価を行うものとする。

(学識経験者)

第4条 学識経験者の知見の活用方法は、別に定める。

(結果の反映)

第5条 点検及び評価の結果は、政策の企画立案、施策の進行管理、予算編成、組織改正、事務事業の見直し等に反映するものとする。

(議会報告及び一般公表)

第6条 点検及び評価の結果は、毎年度終了後、6月定例議会において報告するとともに、教育委員会のホームページで公表するものとする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。